

## 池田町普通財産処分事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、普通財産（不動産）の処分に関し、地方自治法（昭和22年法律第627号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第2号）及び池田町財務規則（平成14年規則第14号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (処分の原則)

第2条 普通財産の処分は、次の各号のいずれかに該当すると認められたものに限り、普通財産の処分を行うことができる。

- (1) 社会的、経済的諸条件を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政執行手段として保有しておく必要がないと認められたもの
- (2) 当該普通財産を保有し、運用することが、公益上又は財産運営上から必要でない又は適当でないと認めたもの

### (処分の方法)

第3条 普通財産の処分は、一般競争入札により行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により行うことができる。

- (1) 国及び他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき
- (2) 地域的な共同事業の用に供するため集落等（その他町長が適当と認める団体に限る）に売り払うとき
- (3) 公共事業に係る代替地の用に供するとき
- (4) その他町長が特に必要があると認めたとき

### (処分面積)

第4条 普通財産の処分の面積は、次に掲げる事項を考慮した適正なものでなければならない。

- (1) 処分の目的及び処分後の用途に応じたものであること

- (2) 処分後に残地がある場合は、当該残地について単独利用又は処分が可能なものであること

(売却価格)

第5条 普通財産の売却価格は、当該普通財産の時価を適正に評定したものでなければならない。

2 前項の評定に当たっては、次に掲げる価格の全部又は一部を勘案するものとする。

- (1) 当該普通財産の取得価格
- (2) 不動産鑑定士による鑑定価格
- (3) 近傍の類似した土地の売買の実例価格
- (4) 近傍の類似した土地の固定資産評価額
- (5) 近傍の国土利用計画施行令（昭和49年政令第387号）第9条の規定による基準地標準価格

(一般競争入札による処分)

第6条 一般競争入札による処分の場合、不動産の場所、地目、地積、最低売却価格、申込資格、申込方法、入札日時、代金の納入方法、現場説明の日時及び場所その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項による売却処分の公告は、池田町普通財産売却処分一般競争入札公告例（様式第1号）によるものとする。

3 一般競争入札により、普通財産の譲渡を受けようとする者は、指定する期間内に入札参加申込書（様式第2号）に次の書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書の定款）
- (2) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
- (3) 納税証明書（市・町税）

(申込資格等)

第7条 普通財産の売払いにおいて、買受けの申込みができる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の売払いについて買受けの申し込みをすることができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者

- (2) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市町税を滞納している者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

（入札参加資格の審査）

第 8 条 前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、入札参加承認書（様式第 3 号）を当該申込者（以下「入札参加者」という。）に交付する。

（入札書等の提出）

第 9 条 入札参加者は、入札書（様式第 4 号）を、指定の日時に指定の場所に提出しなければならない。

（入札の無効）

第 10 条 規則第 107 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（落札者の決定）

第 11 条 町長は最低売却価格以上で最高価格の入札を行ったものを落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

（随意契約による処分）

第 12 条 随意契約により、譲渡若しくは譲与を受けようとする者又は普通財産と他の同一種類の財産を交換しようとする者があるときは、町長が別に定める普通財産譲与（譲渡）申請書又は普通財産交換申請書に次の書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 利用計画書等
- (2) 関係図面（土地にあっては位置図、公図の写し、実測図又は境界確認図、建物にあっては位置図、配置図及び平面図）

- (3) 同意書（隣接土地所有者等利害関係者）
- (4) 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び定款）
- (5) 納税証明書（市・町税）
- (6) 利用内容が監督官庁の許可、認可等を要するものは、それらの手続きを経たことを証する書面
- (7) その他町長が必要と認める書類及び図面

（契約の締結）

第 13 条 普通財産の売買契約の締結は、町長が別に定める普通財産売買契約書によるものとする。

（所有権移転登記）

第 14 条 所有権移転登記は、契約代金が全額納入された後に、町が速やかに行い、登記完了日に売買物件を現状のまま引渡すものとする。

2 前項の登記に係る費用及び登録免許税は、買受人の負担とする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

池田町普通財産売却処分一般競争入札公告例

池田町公告第 号

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行うので、池田町普通財産処分事務取扱要綱第 6 条の規定に基づき公告する。

年 月 日

池田町長

1. 一般競争入札に付する売払物件

物件番号	所在地番	地目	地積（㎡）	最低売却価格（円）

2. 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から同項第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市・町税を滞納している者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

3. 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は次の書類を提出すること。

- (1) 住民票（法人の場合は登記事項証明書の定款）
- (2) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
- (3) 納税証明書（市・町税）

受付期間           年   月   日～   年   月   日（閉庁日は除く）

受付時間           午前8時30分～午後5時15分

受付場所           池田町役場〇〇課〇〇係

4. 現場説明           年   月   日   午前・午後   時～   〇〇〇

5. 入札日時           年   月   日   午前・午後   時～   〇〇〇

6. 代金の納入方法

契約締結の日から 60 日以内に、町が発行する納入通知書により  
契約代金を納付

様式第2号（第6条関係）

入札参加申込書

年 月 日

池田町長 様

申込者

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

電話番号

池田町普通財産売却処分一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

なお、私は、一般競争入札の申し込みにあたり、池田町普通財産処分事務取扱要綱第7条の規定に該当していないことを誓約します。

記

1. 入札参加希望物件

物件番号	所在地	地積

2. 添付書類

- (1) 住民票（法人の場合は登記事項証明書の定款）
- (2) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
- (3) 納税証明書（市・町税）

様式第3号（第7条関係）

入札参加承認書

年 月 日

様

池田町長

⑩

下記の池田町普通財産売却処分一般競争入札の参加を承認します。

記

物件番号	
所在地	
入札日時	年 月 日 午前・午後 時 分から
入札場所	



様式第4号（第9条関係）

## 入札書

池田町普通財産処分事務取扱要綱を遵守するとともに、公告事項を承認の上、下記のとおり入札します。

入札金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
物件番号	所在地			池田町					

年 月 日

池田町長 様

入札者  
住所  
氏名

⑩